

平成28年 6 月 9 日開会

# 平成28年 6 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書



## 目 次

第 1 号	平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）	1頁
第 2 号	平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	7
第 3 号	徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部改正について	9
第 4 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正 について	11
第 5 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	15
第 6 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について	17
第 7 号	徳島県税条例の一部改正について	23
第 8 号	地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について	25
第 9 号	徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	27
第 10 号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 について	29
第 11 号	徳島県医療施設耐震化臨時特例基金条例の廃止について	33
第 12 号	民生委員定数条例の一部改正について	35
第 13 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	37
第 14 号	徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について	45
第 15 号	神山国府線緊急地方道路整備工事阿野橋上部工の請負契約について	47
報告第1号	平成27年度徳島県継続費繰越計算書について	49
報告第2号	平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	51
報告第3号	平成27年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	59

報告第4号	平成27年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について	61頁
報告第5号	平成27年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	63
報告第6号	平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	65
報告第7号	平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	67
報告第8号	平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	69
報告第9号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	71
報告第10号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
報告第11号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75
報告第12号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	77
補正予算説明		
1	平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）説明書	81
(1)	歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書	81
1	総括	81
2	歳入	85
3	歳出	101
(2)	補正予算（第1号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	131
2	平成28年度徳島県特別会計補正予算説明書総括表	133
(1)	平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）説明書	135
(2)	補正予算に係る地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	139

## 第 1 号

## 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,710,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ487,812,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年6月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 58,483,240	千円 793,674	千円 59,276,914
	1 国庫負担金	30,777,890	419,672	31,197,562
	2 国庫補助金	26,026,572	352,510	26,379,082
	3 委託金	1,678,778	21,492	1,700,270
10 財産収入		1,715,488	491	1,715,979
	1 財産運用収入	592,645	491	593,136

11 寄 附 金		103,650	19,500	123,150
	1 寄 附 金	103,650	19,500	123,150
12 繰 入 金		82,085,103	529,597	82,614,700
	2 基 金 繰 入 金	17,785,551	529,597	18,315,148
13 繰 越 金		1,000,000	718,986	1,718,986
	1 繰 越 金	1,000,000	718,986	1,718,986
14 諸 収 入		16,520,294	620,920	17,141,214
	8 雑 入	3,734,818	620,920	4,355,738
15 県 債		56,886,000	27,000	56,913,000
	1 県 債	56,886,000	27,000	56,913,000
歳 入 合 計		485,102,000	2,710,168	487,812,168

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 25,854,946	千円 250,600	千円 26,105,546
	1 総 務 管 理 費	12,620,352	2,300	12,622,652
	2 企 画 費	4,058,993	34,000	4,092,993

		3 徴 税 費	2,414,885	78,200	2,493,085
		6 防 災 費	3,623,043	136,100	3,759,143
	3 民 生 費		61,229,043	823,159	62,052,202
		1 社 会 福 祉 費	44,699,043	823,159	45,522,202
	4 衛 生 費		23,524,413	276,628	23,801,041
		1 公 衆 衛 生 費	6,002,592	97,049	6,099,641
		2 環 境 衛 生 費	3,034,578	133,377	3,167,955
		3 保 健 所 費	1,319,209	20,500	1,339,709
		4 医 薬 費	5,505,932	25,702	5,531,634
	5 労 働 費		5,281,829	371,642	5,653,471
		1 労 政 費	3,891,474	371,642	4,263,116
	6 農 林 水 産 業 費		32,080,047	611,510	32,691,557
		1 農 業 費	5,086,195	10,678	5,096,873
		2 園 芸 費	740,053	489,755	1,229,808
		3 畜 産 業 費	1,416,100	8,824	1,424,924
		4 農 地 費	10,524,340	2,000	10,526,340
		5 林 業 費	11,810,037	100,253	11,910,290

7 商 工 費		63,694,003	96,000	63,790,003
	1 商 業 費	58,818,630	1,000	58,819,630
	3 觀 光 費	1,442,161	95,000	1,537,161
8 土 木 費		47,041,134	47,369	47,088,503
	1 土 木 管 理 費	4,218,320	7,369	4,225,689
	6 住 宅 費	1,072,277	40,000	1,112,277
9 警 察 費		21,212,362	75,000	21,287,362
	2 警 察 活 動 費	2,352,527	75,000	2,427,527
10 教 育 費		86,535,285	158,260	86,693,545
	1 教 育 總 務 費	14,325,927	71,325	14,397,252
	4 高 等 学 校 費	19,678,717	86,935	19,765,652
歲 出 合 計		485,102,000	2,710,168	487,812,168



## 第2表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
観光事業	千円 101,000	千円 128,000
計	56,886,000	56,913,000



## 第 2 号

## 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,931,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成28年6月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 1,931,087	千円 1,000,000	千円 2,931,087
	3 繰越金	300,843	49,000	349,843
	5 県債		951,000	951,000
歳入合計		1,931,087	1,000,000	2,931,087

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 1,931,087	千円 1,000,000	千円 2,931,087
	1 公用地公共用地取得事業費	1,915,916	1,000,000	2,915,916
歳 出	合 計	1,931,087	1,000,000	2,931,087

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 951,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 第三号

## 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第五条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第三号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第六条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千七百十五円」を「五十七万三千三百円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

**提案理由**

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用じら及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「別表」を「別表第一」に改め、同項に次の一号を加える。

三 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務

第二条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

本則に次の一条を加える。

（個人番号カードの利用）

**第三条** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号の条例で定める事務は、県の職員が職務に従事する際の本人確認の事務であつて規則で定めるものとする。

別表中七の項を十の項とし、六の項を九の項とし、同項の前に次のように加える。

八 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	--

別表中五の項を七の項とし、二の項から四の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一 知事	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）による掛金の額の減額に関する事務であつて規則で定めるもの

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

### 別表第二（第二条関係）

執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
一 知事	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
一 知事	徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務であつて規則	生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの



	で定めるもの	
--	--------	--

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### 提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報並びに個人番号カードの利用に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十の項8中「同条第二項」を「同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改め、同項10中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「事業概要等の」を削り、同表二十二の項10中「同条第二項」を「同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同項12中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「事業概要等の」を削り、同表三十七の項4中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第一条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</p>	<p>〇・七三</p>
	<p>障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>〇・八八</p>
	<p>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</p>	<p>〇・八八</p>

	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	○・七五
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	○・七五
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	○・八九
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八三
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
	旧船員保険法による障害年金	○・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	○・七四
	旧国民年金法による障害年金	○・八九
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	○・八〇
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八四
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する	○・八八

給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇

附則第五条第二項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「改正後の公務災害補償条例」という。)の規定並びに次項及び附則第四項」を削る。

附則第三項及び第四項を削る。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第五条の規定及び附則第五項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

3 新条例附則第五条の規定は、平成二十七年十月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 前項の規定により新条例附則第五条の規定を適用する場合において、適用日から平成二十八年三月三十一日までの期間内に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた当該期間に係る傷病補償年金に関する同条の規定の適用については、同条第一項の表及び同条

第二項の表中

障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八八
--	------

とあるのは、

障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	
--	--

いて障

〇・八六
------

とする。

5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第



五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第五条第一項の規定は、適用しない。

- 6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第一条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

#### 提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

附則第十一項中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第十二項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則中第十八項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（法人の事業税の税率の特例）」を付し、第十九項を削り、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、第二十二項の前の見出しを削り、同項を第二十一項とし、同項の前に見出しとして「（自動車税の税率の特例）」を付し、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げ、第二十八項の前の見出しを削り、同項を第二十七項とし、同項の前に見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第二十九項を第二十八項とし、第三十項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げ、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前に見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とする。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## （法人の県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する

事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 4 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「及び第十九項」を削る。

#### 提案理由

地方税法の一部が改正され、法人の県民税の法人税割の税率が引き下げられること、及び地方法人特別税等に関する暫定措置法が廃止されることに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八号

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二条第一項中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第九号

## 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表その一の表第一小会議室及び第二小会議室（一室につき）の項の項名を「第一小会議室」に改め、同その一の表第三小会議室及び第四小会議室（一室につき）の項の項名を「第二小会議室及び第三小会議室（一室につき）」に改め、同その一の表IT学習室の項を削る。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた第二小会議室又は第四小会議室の利用の許可であつて同日以後の利用に係るものは、改正後の徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた第二小会議室又は第三小会議室の利用の許可とみなす。

## 提案理由

結婚を支援するための組織が設置されることに伴い、徳島県青少年センターの第二小会議室及びIT学習室について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次条」の下に「、附則第二項、附則第五項、附則第七項」を加える。

第五条中「主務省令」の下に「及び内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年<sup>内閣府</sup>文部科学省令第七号）<sup>厚生労働省</sup>」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び六項を加える。

（認定こども園の職員配置に関する特例）

- 2 認定こども園の子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、別表第一の第一の一の二及び別表第二の一の二の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、別表第一の第一の一の四の規定、同表の第二の一の1、二の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)の規定並びに別表第二の一の5、6及び8の規定にかかわらず、別表第一の第一の一の二及び三並びに別表第二の一の二及び三の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状若しくは同条第四項に規定する幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者（以下「幼稚園教員免許状所有者」という。）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の四に規定する保育士（以下「保育士」という。）の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることが

できる。

- 3 別表第一の第二の一の1（ただし書の規定を適用する場合を除く）、一の1の(三)並びに三の1の(二)及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く）の規定並びに別表第二の一の5及び8（ただし書の規定を適用する場合を除く）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教員免許状所有者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。
- 4 別表第一の第一の一の4及び別表第二の一の6の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第一の第一の一の4の規定、同表の第二の一の1、一の1の(三)並びに三の1の(二)及び四の規定並びに別表第二の一の5、6及び8の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表第一の第一の一の2及び3並びに別表第二の一の2及び3の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表第一の第二の一の1（ただし書の規定を適用する場合を除く）、一の1の(三)並びに三の1の(二)及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く）の規定並びに別表第二の一の5及び8（ただし書の規定を適用する場合を除く）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教員免許状所有者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	別表第一の第一の一の4及び別表第二の一の6の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
前項	別表第一の第一の一の4の規定、同表の第二の一の1、一の1の(三)並びに	知事が幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有

	三の一の(二)及び(四)の規定並びに別表第二の一の5、6及び8の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者	する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
--	---	------------------------

(保育所型認定こども園の食事の提供に関する特例)

7 市町村が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における認定こども園である保育所（市町村が設置するものに限る。以下この項において「保育所型認定こども園」という。）について、同法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所型認定こども園における別表第一の第二の二の2の(四)の規定の適用については、同2の(四)の規定中「満三歳以上の子ども」とあるのは、「子ども」とする。

別表第一の第一の一の4を次のように改める。

4 満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者であること。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**提案理由**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件の特例を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

### 徳島県医療施設耐震化臨時特例基金条例の廃止について

徳島県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

徳島県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六十九号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

医療施設耐震化臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、徳島県医療施設耐震化臨時特例基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十二号

## 民生委員定数条例の一部改正について

民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**民生委員定数条例の一部を改正する条例**

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五二〇人」を「五二二人」に改め、同表鳴門市の項中「二四三人」を「二四四人」に改め、同表小松島市の項中「八二人」を「八四人」に改め、同表阿南市の項中「一九九人」を「二〇〇人」に改め、同表名西郡石井町の項中「五五人」を「五七人」に改め、同表那賀郡那賀町の項中「六三人」を「六二人」に改め、同表海部郡海陽町の項中「五二人」を「五一人」に改め、同表板野郡藍住町の項中「五〇人」を「五三人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

## 提案理由

民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、地域の実情の変化等に対応し、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第十三号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項の1中「三十三の五の項」の下に、「三十三の八の項及び三十三の十一の項」を加え、同表の三十三の五の項の1中「登録建築物調査機関」の下に「（三十三の八の項及び三十三の十一の項において「登録建築物調査機関」という。）」を加え、同表の三十三の七の項の次に次のように加える。

三十三の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（三十三の十の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関がその適合を証する書類（三十三の十の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）
  - イ 住宅部分 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは五千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万二千元、

五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは  
一万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル  
以下のときは二万九千円、二千平方メートルを超え五  
千平方メートル以下のときは五万八千円、五千平方メ  
ートルを超え一万平方メートル以下のときは八万七千  
円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以  
下のときは十万八千円、二万五千平方メートルを超え  
五万平方メートル以下のときは十四万三千円、五万平  
方メートルを超えるときは十七万千円

ロ 非住宅部分 申請に係る非住宅部分の床面積の合計  
が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メ  
ートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千  
円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のと  
きは一万八千円、千平方メートルを超え二千平方メ  
ートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超  
え五千平方メートル以下のときは八万四千円、五千平  
方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十二  
万三千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メ  
ートル以下のときは十六万八千円、二万五千平方メ  
ートルを超え五万平方メートル以下のときは二十一万円、  
五万平方メートルを超えるときは二十四万四千円

2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に  
定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合  
にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額  
との合計額）

イ 住宅部分 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二

		<p>百平方メートル以下のときは三万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは八万千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十四万七千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十三万千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十万千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十五万三千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十四万千円、五万平方メートルを超えるときは五十一万千円</p> <p>ロ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令  <small>(平成二十八年<sup>経産省</sup>国土交通省令第一号。三十三の十一の項において「省令」という。)</small> 第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは六万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは九万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万三千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十四万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二</p>	
--	--	--	--

	<p>二十三の九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> <p>二十三の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは五十八万八千円</p> <p>(2) その他の場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは十五万九千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは二十五万六千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二十九万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十八万四千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十四万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十七万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは七十九万八千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十一万円、五万平方メートルを超えるときは百万円</p> <p>二十九の項下欄により算定した額</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円</p> <p>2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積</p>	
--	---	---	--

	<p>三十三の十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の八の項下欄1に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額</p> <p>3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の八の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関がその適合を証する書類の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）</p> <p>イ 住宅部分 三十三の八の項下欄1イにより算定した額</p> <p>ロ 非住宅部分 三十三の八の項下欄1ロにより算定した額</p> <p>2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）</p> <p>イ 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万九千円、二百</p>	
--	--	--	--

平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは四万円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは五万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは七万五千元、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十二万四千元、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十六万七千元、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは二十万円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十五万四千元、五万平方メートルを超えるときは二十九万七千元

(2) その他の場合 三十三の八の項下欄2イにより算定した額

ロ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 省令第一条第一項第一号ロに定める基準による場合 三十三の八の項下欄2ロ(1)により算定した額

(2) その他の場合 三十三の八の項下欄2ロ(2)により算定した額

別表第一の百の項中「又は都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同表の備考に次の二号を加える。

七 この表の三十三の八の項の事務について、一の建築物の全体及びその建築物の一部に関し同時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積をこの表の三十三の八の項下欄に規定する床面積の合計とみなして同項下欄により算定した額とする。

八 この表の三十三の十の項の事務について、一の建築物の全体及びその建築物の一部に関し同時に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく変更の認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の変更の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積（変更に係る部分に限る。）をこの表の三十三の十の項下欄に規定する計画の変更に係る部分の床面積とみなして同項下欄により算定した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第十四号

### 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の川口発電所の項中「三、九〇〇キロワット」を「三、〇〇〇キロワット」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

川口発電所に係る水利使用許可の更新における常時使用水量の変更に伴い、その常時出力を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 15 号

## 神山国府線緊急地方道路整備工事阿野橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 28 年 6 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	緊急地方道路整備工事
2	路	線	名	神山国府線
3	工	事	箇	所 名西郡神山町阿野 阿野橋上部工
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成29年12月25日まで
5	契	約	金	額 531,241,200円
6	契	約	の	方 法 一般競争入札
7	契	約	の	相 手 方 I H I インフラ建設・大日緊急地方道路整備工事阿野橋上部工建設工事共同企業体
			代	表 構 成 員 東京都江東区東陽7丁目1番1号
				株式会社 I H I インフラ建設
				代 表 取 締 役 小 島 治 久
				代理人
				徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地
				株式会社 I H I インフラ建設四国支店
				支 店 長 山 地 正 敏
			構	成 員 徳島市北田宮四丁目6番76号
				株式会社 大日
				代 表 取 締 役 山 口 裕 史

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 報告第1号

## 平成27年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により，平成27年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県継続費繰越計算書

## 1 一般会計

款	項	事業名	継続費額	平成27年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 計 上 額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道路路 橋りょう費	出合大橋 上部工架設事業	円 2,300,000, 000	円 500,000, 000	円 400,000, 000	円 900,000, 000	円 500,000, 000	円 400,000, 000	円 400,000, 000	円 18,000, 000	円 220,000, 000	円 162,000, 000	円



## 報告第2号

## 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県繰越明許費繰越計算書

## 1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	431,894,000	63,273,000					63,273,000
		福利施設等管理費	107,596,000	20,949,000	(財収) 9,886,905				11,062,095
		本庁舎等管理費	629,100,000	44,103,000			10,000,000		34,103,000
		消費者行政推進費	60,896,000	24,238,000		24,238,000			
	2 企画費	地域振興推進費	61,679,000	20,000,000		10,000,000	9,000,000		1,000,000
		情報化促進費	779,550,000	716,366,000		118,550,000	597,000,000		816,000
		地方創生加速化支援費	820,077,000	798,077,000		729,027,000		(諸収入) 1,050,000	68,000,000

		航空対策費	86,505,000	44,982,000			5,000,000		39,982,000
	6 防 災 費	防災対策指導費	367,885,000	22,477,000	(繰入金) 19,000,000				3,477,000
		航空消防防災体制運営費	245,473,000	49,248,000			49,000,000		248,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	老人福祉施設整備事業費	1,298,174,000	160,830,000	(繰入金) 158,830,000		2,000,000		
	2 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費	387,094,000	25,290,000	(繰入金) 17,290,000				8,000,000
		児童福祉施設整備事業費	17,010,000	15,795,000		15,795,000			
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	一般環境対策費	833,633,000	23,000,000	(繰入金) 23,000,000				
		自然公園等施設整備事業費	42,000,000	29,315,000	(繰入金) 1,497,000	17,280,000	8,000,000		2,538,000
		廃棄物処理施設管理指導費	102,829,000	4,202,000	(繰入金) 4,000,000				202,000
	3 保 健 所 費	保健所施設等整備事業費	9,650,000	9,000,000					9,000,000
	4 医 薬 費	医療衛生費	7,365,617,000	2,100,074,000	(繰入金) 2,100,074,000				
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農村振興対策費	46,790,000	22,342,000		22,342,000			
	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	203,974,000	68,168,000	(分, 負) 15,550,000	33,800,000	17,000,000	(分, 負) 1,350,000	468,000
		団体営土地改良事業費	126,390,000	24,508,500		24,508,500			
		県単独土地改良事業費	125,788,000	28,604,286					28,604,286
		基幹農道整備事業費	492,067,000	16,242,000	(分, 負) 1,391,480	8,090,000	6,000,000		760,520



		広域営農団地農道整備事業費	393,512,000	200,355,000	(分,負) 19,722,954	108,367,770	65,000,000	(分,負) 233,346	7,030,930
		県営農道整備事業費	87,227,000	26,204,000	(分,負) 6,525,000	13,050,000	6,000,000		629,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	226,932,000	74,685,000	(分,負) 9,870,000	42,514,000	18,000,000		4,301,000
		経営体育成基盤整備事業費	690,439,000	261,190,000	(分,負) 50,100,000	138,400,000	69,000,000		3,690,000
		農業水利施設保全対策事業費	86,151,000	6,916,000	(諸収入) 1,722,500	3,445,000	1,000,000		748,500
		農業水利施設保全合理化事業費	240,839,000	60,240,000		30,000,000	14,000,000	(諸収入) 15,000,000	1,240,000
		耕地地すべり防止事業費	171,227,000	35,729,000		17,520,500	18,000,000		208,500
		湛水防除事業費	96,695,000	13,052,000		6,500,000	4,000,000	(分,負) 1,950,000	602,000
		老朽ため池等整備事業費	214,022,000	115,834,000	(分,負) 22,644,200	64,420,550	25,000,000		3,769,250
		地盤沈下対策事業費	220,616,000	107,648,000	(分,負) 6,433,200	58,971,000	38,000,000		4,243,800
		国営付帯県営農地防災事業費	157,494,000	77,415,000	(分,負) 10,145,200	39,386,100	26,000,000		1,883,700
		震災対策農業水利施設整備事業費	70,143,000	2,123,000		2,109,000			14,000
		地籍調査費	1,000,000,000	426,664,500	(国庫) 246,840,000 (繰入金) 113,157,000	37,603,000			29,064,500
	5 林 業 費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	612,810,000	108,080,000	(繰入金) 108,080,000				
		林材業振興対策費	2,518,259,000	24,000,000		24,000,000			
		林業力倍增基盤整備促進事業費	58,530,000	12,023,000		8,867,000			3,156,000

		森林環境保全整備事業費	1,073,120,000	339,000,000		220,000,000	117,000,000		2,000,000
		森林基盤整備事業費	1,878,768,000	965,285,000	(分,負) 36,669,000	635,097,000	230,000,000	(分,負) 856,000	62,663,000
		治山事業費	1,280,224,000	574,899,000		281,671,000	273,000,000		20,228,000
		林野地すべり防止事業費	380,400,000	133,663,000		66,612,000	61,000,000		6,051,000
		県単独治山事業費	80,200,000	14,670,000			4,000,000		10,670,000
	6 水 産 業 費	水産研究課美波庁舎整備事業費	195,000,000	102,896,720			102,000,000		896,720
		県管理漁港維持補修費	109,517,000	38,160,040					38,160,040
		広域漁港整備事業費	285,400,000	55,700,000	(分,負) 5,524,597	27,727,443	20,000,000	(分,負) 124,007	2,323,953
		水産物供給基盤機能保全事業費	261,939,000	205,153,000	(分,負) 12,297,137	117,802,245	57,000,000	(分,負) 7,190,372	10,863,246
		水域環境保全創造事業費	123,000,000	29,600,000		14,639,607	13,000,000		1,960,393
		漁港海岸保全施設整備事業費	180,500,000	116,063,320		66,560,885	32,000,000		17,502,435
		県単独漁港漁場整備事業費	27,107,000	5,150,000	(分,負) 1,030,000				4,120,000
		地域水産物供給基盤整備事業費	53,700,000	29,100,000	(分,負) 4,064,609	14,516,460	9,000,000		1,518,931
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木企画調整事業費	204,888,000	25,000,048					25,000,048
		土木調査事業費	15,000,000	3,600,000					3,600,000
		建設業法等施行費	17,647,000	1,700,000					1,700,000

2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	8,377,000	1,500,000		1,500,000			
	高速自動車道対策事業費	248,155,000	89,666,720				(諸収入) 89,666,720	
	道路維持修繕費	2,752,956,000	307,730,000					307,730,000
	道路局部改良事業費	557,000,000	183,381,662	(分,負) 19,553,149			(分,負) 3,059,672 (諸収入) 32,128,662	128,640,179
	路側整備事業費	418,102,000	61,395,000	(繰入金) 56,000,000		4,000,000		1,395,000
	道路改築事業費	1,796,248,000	523,095,000	(繰入金) 15,989,210	280,780,495	225,000,000		1,325,295
	緊急地方道路整備事業費	11,355,057,000	6,243,798,954	(繰入金) 75,399,080	3,835,121,505	2,110,000,000	(諸収入) 31,445,954	191,832,415
	交通安全対策事業費	475,342,000	47,179,000	(反則金) 28,000,000 (繰入金) 3,000,000		14,000,000		2,179,000
	橋りょう修繕費	212,815,000	49,319,000			7,000,000		42,319,000
3 河川海岸費	河川海岸維持修繕費	1,071,525,000	493,450,000	(繰入金) 311,320,000				182,130,000
	河川特殊改良事業費	169,000,000	58,800,000			4,000,000		54,800,000
	広域河川改修事業費	536,952,000	217,752,000	(諸収入) 11,952,000	101,962,000	93,000,000		10,838,000
	総合流域防災事業費	3,004,220,000	1,801,461,000	(繰入金) 3,000,000	790,445,000	533,000,000		475,016,000
	地震・高潮対策河川事業費	483,000,000	289,185,000		143,445,000	124,000,000		21,740,000
	堰堤改良事業費	122,000,000	94,600,000		37,308,000	53,000,000		4,292,000

		河川管理施設長寿命化事業費	340,000,000	191,300,000		94,731,000	86,000,000		10,569,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	736,000,000	578,000,000	(繰入金) 6,000,000	285,896,000	267,000,000		19,104,000
		河川安全・安心協働推進費	30,000,000	10,000,000	(繰入金) 10,000,000				
		通常砂防事業費	262,000,000	185,847,000		92,024,000	84,000,000		9,823,000
		地すべり対策事業費	676,000,000	416,052,000		204,377,000	196,000,000		15,675,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	334,500,000	190,115,000	(分,負) 14,033,418	86,529,000	81,000,000		8,552,582
		県単独砂防事業費	71,000,000	24,811,000	(分,負) 2,381,013		19,000,000		3,429,987
		砂防維持修繕費	45,164,000	33,221,000					33,221,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	51,048,000			45,000,000		6,048,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	57,066,000					57,066,000
		海岸侵食対策事業費	231,000,000	32,600,000		16,126,000	14,000,000		2,474,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	168,000,000	136,600,000		65,978,000	66,000,000		4,622,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	126,000,000	62,600,000		30,540,000	28,000,000		4,060,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	390,253,000	153,100,000					153,100,000
		県単独港湾整備事業費	292,000,000	19,580,000					19,580,000
		港湾改修事業費	95,500,000	50,500,000	(分,負) 1,184,100	22,109,960	13,000,000	(分,負) 3,972,360	10,233,580

		港湾海岸保全施設整備事業費	462,000,000	316,000,000		155,835,360	136,000,000		24,164,640
		港湾環境整備事業費	49,500,000	29,500,000	(分,負) 1,080,000	13,163,080	13,000,000		2,256,920
		港湾補修事業費	238,400,000	185,000,000		60,888,350	5,000,000		119,111,650
	5 都市計画費	都市計画調査事業費	26,908,000	11,025,000		3,604,000			7,421,000
		都市計画事業指導監督事務費	9,682,000	1,300,000		1,300,000			
		街路事業費	1,005,700,000	752,378,000		373,520,000	288,000,000	(分,負) 74,703,894	16,154,106
		緊急地方道路整備事業費	525,635,000	237,512,000	(分,負) 6,842,471	151,904,000	56,000,000	(分,負) 16,527,010	6,238,519
		公園整備事業費	1,028,216,000	401,310,840		190,690,000	195,000,000		15,620,840
		公園維持修繕費	415,253,000	8,545,660					8,545,660
	6 住宅費	県営住宅建設事業費	487,509,000	123,544,083	(繰入金) 18,841,000	40,089,000	61,000,000		3,614,083
		建築物耐震化推進費	148,111,000	5,993,000	(繰入金) 3,305,000	1,824,000			864,000
		住宅事業指導監督事務費	2,270,000	300,000		300,000			
9 警察費	1 警察管理費	警察署整備事業費	406,834,000	1,437,000			1,000,000		437,000
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備事業費	1,996,230,000	641,040,000	(繰入金) 262,000,000	55,219,000	230,000,000		93,821,000
	6 社会教育費	青少年教育費	54,865,000	9,000,000		9,000,000			
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	76,796,000	6,052,578		5,754,519			298,059

		過年発生災害林道復旧事業費	186,868,000	78,528,000		78,528,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	590,000,000	149,108,000		144,213,000			4,895,000
	2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	60,305,000	35,894,000		20,736,000	15,000,000		158,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	6,446,000	6,446,000		6,446,000			
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	218,786,000	120,137,000		77,713,000	38,000,000		4,424,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	1,348,150,000	601,080,000		388,030,000	211,000,000		2,050,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	246,042,000	205,500,000		132,321,686	65,000,000		8,178,314
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	426,142,000	201,000,000		129,452,685	71,000,000		547,315
		市町村災害復旧事業監督事務費	10,000,000	2,000,000		2,000,000			

## 2 特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
1	1	1 公用地公共用地取得事業費	円 888,600,000	円 153,701,454	(繰入金) 円 40,782,454 (繰越金) 919,000	円 112,000,000	円 118,000,000	円 4,003,127	円
1	1	1 流域下水道費 旧吉野川流域 下水道事業費	410,722,000	170,265,816	(分,負) 21,429,701	103,832,988	41,000,000	(分,負) 4,003,127	
1	1	1 港湾等費 港湾施設小規模改良事業費	149,886,000	58,920,000	(使,手) 58,920,000				
	2	2 徳島小松島港区 沖洲(外)地区 整備事業費	140,000,000	118,000,000			118,000,000		

## 報告第3号

## 平成27年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により，平成27年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県事故繰越し繰越計算書

## 1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国支出金	地方債	その他		
8 土木費	3 河川海岸費	災害関連緊急 地すべり対策事業費	円 79,759,880	円 79,759,880	円 85,120	円 79,845,000	円 (繰越金) 2,671,746	円 53,173,254	円 24,000,000	円	円	計画に関する協議が難航したため。	
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	現年発生河川等施設 災害復旧事業費	円 73,891,240	円 73,891,240	円 760	円 73,892,000	円 (繰越金) 607,000	円 49,285,000	円 24,000,000	円	円	工法検討に不測の日時を要したため。	

## 2 特別会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国支出金	地方債	その他		
1	流域下水道 事業費	旧吉野川 流域下水道 建設事業費	円 11,954,000	円 11,954,000	円 46,000	円 12,000,000	円 2,552,610	円 5,977,000	円 3,000,000	円 (分,負) 470,390	円	計画に関する協 議が難航したた め。	



## 報告第4号

## 平成27年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成27年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成27年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	
				予 算 計上額	前年度 繰越額	計				企業債	補助金	損益勘定 留保資金		
1	資本的 支出	1 建設 改良費	海部病院 改築事業	円 6,050,000, 000	円 2,565,000, 000	円 328,300, 496	円 2,893,300, 496	円 1,204,558, 320	円 1,688,742, 176	円 1,688,742, 176	円 637,000, 000	円 1,050,779, 000	円 963,176	円



## 報告第5号

## 平成27年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成27年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に要する購入資産の額	説明
						企業債	損留益保	勘定資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院等改築事業	円 376,973,000	円 94,579,240	円 282,393,000	円 282,000,000	円 393,000	円 760	円	設計に関する協議が難航したため。	
		三好病院高層棟改築等事業	円 353,685,000	円 207,492,800	円 146,191,000	円 146,000,000	円 191,000	円 1,200	円	設計に関する協議が難航したため。	
		医療器械等整備事業	円 232,190,000	円 212,275,443	円 12,744,000	円 12,000,000	円 744,000	円 7,170,557	円	計画に関する協議が難航したため。	



## 報告第6号

## 平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成27年度継続費 予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る 繰越額の内訳			翌年度繰越額に係る 繰越額を要する 資産の購入 限度額
				予 算 計 上 額	前 年 度 繰 越 額	計				営業収益	損益勘定 留保	定 金	
1 事業費用	1 営業費用	坂州発電 所大規事業 改良	円 147,102,000	円 73,551,000	円 73,551,000	円 147,102,000	円 53,705,066	円 93,396,934	円 93,396,934	円 93,396,934	円	円	
		水集中監視 制御代替 事業	円 531,000	円 406,000	円	円 406,000	円 347,745	円 58,255	円 58,255	円 58,255	円	円	
1 資本的支出	1 建設費	坂州発電 所大規事業 改良	円 1,185,506,000	円 413,539,000	円 206,154,400	円 619,693,400	円 212,652,814	円 407,040,586	円 407,040,586	円	円 407,040,586	円	
		坂州橋 架替事業	円 275,154,000	円 190,659,000	円 38,540,614	円 229,199,614	円 179,087,927	円 50,111,687	円 50,111,687	円	円 50,111,687	円	

		電 視 御 ム 業	水 集 制 シ 取	力 中 ス 替	発 監 テ 事	433,080,000	282,580,000	49,772,000	332,352,000	291,684,937	40,667,063	40,667,063		40,667,063	

## 報告第7号

## 平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 950,724,000	円 471,608,274	円 181,866,061	円 181,866,061	円 297,249,665	円	設計に関する協議 が難航したため。

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益				
1 事業費用	1 営業費用	川口発電所 発電機用電力量計 及び取引用VCT 取替工事	円 1,598,000	円 638,666	円 958,190	円 958,190	円 1,144	円	設計に関する協議 が難航したため。	
		川口寮駐車場 進入路改良工事	275,000	33,009	49,516	49,516	192,475		設計に関する協議 が難航したため。	



## 報告第8号

## 平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 425,246,000	円 170,703,419	円 227,771,311	円 227,771,311	円 26,771,270	円	地権者との交渉に不測の日数を要したため。
		阿南工業用水道改良工事	円 398,542,000	円 186,498,084	円 206,356,222	円 206,356,222	円 5,687,694	円	地権者との交渉に不測の日数を要したため。

## 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益	円			
1 事業費用	1 営業費用	吉野川北岸 工業用水管 撤去工事	円 58,000,000	円 20,899,000	円 31,348,925	円 31,348,925	円 5,752,075	円	設計に関する協議 が難航したため。	

報告第9号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団地名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		名東(東)	平成24年4月20日	家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い	円 383,680	平成26年11月1日から平成28年3月31日まで	平成28年5月23日
		石井曾我	平成15年4月1日	家屋明け渡し及び損害金の支払い			同 上

		鴨島呉郷	平成15年8月1日	家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い	776,700	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同	上
		羽ノ浦 春日野	平成15年4月1日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	599,700	平成26年6月1日から平成26年6月30日まで 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同	上
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い				
		金 沢	平成26年2月1日	家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い	647,400	平成26年7月1日から平成28年3月31日まで	同	上
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い				

## 報告第10号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分数月日
阿波市所在 1法人	円 51,250	平成27年11月27日	阿波市地内	平成28年5月25日
徳島市在住 1名	48,653	平成28年2月24日	吉野川市地内	平成28年5月25日



## 報告第11号

## 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬市在住 1名	円 127,762	平成25年7月25日	美馬市地内 (県道端山調子野線)	平成28年3月29日
徳島市在住 1名	24,000	平成27年11月5日	海部郡美波町地内 (県道日和佐牟岐線)	平成28年3月29日
美馬郡つるぎ町在住 1名	240,000	平成27年11月18日	美馬郡つるぎ町地内 (県道小谷西端山線)	平成28年3月29日
那賀郡那賀町在住 1名	164,000	平成28年1月15日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年5月17日
鳴門市在住 1名	408,000	平成28年1月29日	鳴門市地内 (県道鳴門公園線)	平成28年5月17日
那賀郡那賀町在住 1名	126,000	平成28年2月4日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年5月17日
那賀郡那賀町在住 1名	190,000	平成28年3月14日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年5月17日

阿南市在住 1名	107,000	平成28年3月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年5月17日
----------	---------	------------	----------------------	------------



## 報告第12号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
鳴門市在住 1名	円 40,467	平成28年1月14日	徳島市地内	平成28年5月25日



# 補 正 予 算 説 明 書



## 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括  
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	77,500,000	—	77,500,000	—
02 地方消費税清算金	27,610,407	—	27,610,407	—
03 地方譲与税	12,500,000	—	12,500,000	—
04 地方特例交付金	135,000	—	135,000	—
05 地方交付税	143,200,000	—	143,200,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	759,072	—	759,072	—
08 使用料及び手数料	6,313,746	—	6,313,746	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	58,483,240	793,674	59,276,914	85
10 財産収入	1,715,488	491	1,715,979	89
11 寄附金	103,650	19,500	123,150	91
12 繰入金	82,085,103	529,597	82,614,700	93
13 繰越金	1,000,000	718,986	1,718,986	95
14 諸収入	16,520,294	620,920	17,141,214	97
15 県債	56,886,000	27,000	56,913,000	99
歳入合計	485,102,000	2,710,168	487,812,168	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	977,578	—	977,578				—	
02 総 務 費	25,854,946	250,600	26,105,546	7,500		87,100	156,000	101
03 民 生 費	61,229,043	823,159	62,052,202	424,172		182,650	216,337	107
04 衛 生 費	23,524,413	276,628	23,801,041	33,307		6,070	237,251	109
05 労 働 費	5,281,829	371,642	5,653,471	341,696			29,946	113
06 農 林 水 産 業 費	32,080,047	611,510	32,691,557	△39,930		644,440	7,000	115
07 商 工 費	63,694,003	96,000	63,790,003		27,000	60,000	9,000	121
08 土 木 費	47,041,134	47,369	47,088,503	12,187		12,813	22,369	123
09 警 察 費	21,212,362	75,000	21,287,362	250		70,000	4,750	125

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,535,285	158,260	86,693,545	14,492		87,935	55,833	127
11 災害復旧費	10,357,588	—	10,357,588					—
12 公債費	78,063,348	—	78,063,348					—
13 諸支出金	29,100,424	—	29,100,424					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			寄附金 19,500 繰越金 718,986	△738,486	—
歳出合計	485,102,000	2,710,168	487,812,168	793,674	27,000	1,889,494	0	—



## 2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 民生費国庫負担金	5,469,691	419,672	5,889,363	01 社会福祉費 国庫負担金	419,672	医療介護提供体制改革推進費 (2/3) 419,672
計	30,777,890	419,672	31,197,562			

## (項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
01 総務費国庫補助金	510,744	5,000	515,744	02	国庫補助費金	5,000	地方創生の深化のための新型交付金(1/2) 5,000
03 衛生費国庫補助金	1,570,702	33,307	1,604,009	02	環境衛生費金	33,307	鳥獣等保護費(1/2) 14,930 生活衛生指導助成費(定額) 18,377
04 労働費国庫補助金	100,728	341,696	442,424	01	労働費国庫補助金	341,696	県内就職対策費(8/10) 341,696
05 農林水産業費国庫補助金	8,982,671	△39,930	8,942,741	02	園芸費国庫補助金	75,000	農業生産総合対策等事業費(定額) 75,000
				05	林業費国庫補助金	△114,930	林業力倍増基盤整備促進事業費(10/10) △117,930 森林被害対策事業費(定額) 3,000
07 土木費国庫補助金	11,010,311	12,187	11,022,498	05	住宅費国庫補助金	12,187	建築物耐震化推進費(定額) 12,187
08 警察費国庫補助金	381,041	250	381,291	01	警察行政費国庫補助金	250	一般行政費(1/2) 250
計	26,026,572	352,510	26,379,082				

## (項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費委託金	713,636	2,500	716,136	05 防災費委託金	2,500	消防団加入促進支援費 2,500
02 民生費委託金	73,064	4,500	77,564	01 社会福祉費金	4,500	地域における障害者スポーツ普及促進費 4,500
08 教育費委託金	104,639	14,492	119,131	01 教育総務費金	14,492	特別支援教育総合推進費 6,760 少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進費 1,900 幼児教育推進体制構築費 5,832
計	1,678,778	21,492	1,700,270			



## (款) 10 財 産 収 入

## (項) 01 財 産 運 用 収 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 利 子 及 び 配 当 金	400,462	491	400,953	01 利子及び配当金	491	地域医療介護総合確保基金積立金利息 491
計	592,645	491	593,136			



(款) 11 寄 附 金

(項) 01 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 一 般 寄 附 金	103,650	19,500	123,150	01 一 般 寄 附 金	19,500	
計	103,650	19,500	123,150			





## (款) 12 繰 入 金

## (項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 命を守るための大規模 災害対策基金繰入金	450,200	313,348	763,548	01 命を守るための 大規模災害対策 基金繰入金	313,348	
07 大規模災害被災者等 支援基金繰入金	1,000	4,500	5,500	01 大規模災害 被災者等支援 基金繰入金	4,500	
13 地域医療介護総合確保 基金繰入金	1,738,365	182,159	1,920,524	01 地域医療介護 総合確保基金 繰入金	182,159	
20 森林整備加速化・林業 飛躍基金繰入金	795,114	24,520	819,634	01 森林整備 加速化・林業 飛躍基金繰入金	24,520	
21 豊かな森づくり推進基金 繰入金	48,854	5,070	53,924	01 豊かな森づくり 推進基金繰入金	5,070	
計	17,785,551	529,597	18,315,148			



(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	1,000,000	718,986	1,718,986	01 繰越金	718,986	
計	1,000,000	718,986	1,718,986			



(款) 14 諸 収 入  
(項) 08 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 雑 入	3,724,798	620,920	4,345,718	10 農林水産業試験 調査委託金	21,427	
				50 雑 入	599,493	産地パワーアップ事業費 409,000 合板・製材生産性強化対策事業費 188,738 外食産業等と連携した需要拡大対策費 755 教員研修センター助成金 1,000
計	3,734,818	620,920	4,355,738			



(款) 15 県 債  
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
06 商 工 債	101,000	27,000	128,000	01 観 光 費 債	27,000	観光施設管理運営費 27,000
計	56,886,000	27,000	56,913,000			





## 3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 職員厚生費	169,077	2,000	171,077				2,000	11 需 用 費	2,000	1 熊本地震救援対策費 2,000
06 財政管理費	2,886,806	300	2,887,106				300	25 積 立 金	300	1 命を守るための大規模災害対策基金積立金 300
計	12,620,352	2,300	12,622,652				2,300			

## (項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 企画総務費	1,534,883	15,000	1,549,883				15,000	08 報 償 費	1,000	1 企画調整費      15,000
								09 旅 費	1,000	
								11 需 用 費	1,500	
								12 役 務 費	1,000	
								13 委 託 料	10,000	
								14 使用料及び 賃借料	500	
02 計画調査費	1,075,721	19,000	1,094,721	5,000		繰入金 4,500	9,500	09 旅 費	2,450	1 大規模災害被災者等支援費 受入支援費補助金 被災者支援見舞金 大規模災害被災者等支援基金積立金 2 地方創生の深化のための支援費 10,000
								12 役 務 費	230	
								13 委 託 料	7,250	
								14 使用料及び 賃借料	70	
								19 負担金、補助 及び交付金	4,000	
								20 扶 助 費	500	

								25 積 立 金	4,500	
計	4,058,993	34,000	4,092,993	5,000		4,500	24,500			

## (項) 03 徴 税 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 賦課徴収費	1,486,811	78,200	1,565,011				78,200	13 委 託 料	78,200	1 県税賦課徴収費 78,200
計	2,414,885	78,200	2,493,085				78,200			

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
01 防災総務費	3,538,116	133,600	3,671,716			繰入金 82,600	51,000	09 旅 費	41,272	1 防災対策指導費 避難所緊急安全診断費補助金 事務費 2 熊本地震救援対策費	82,600 50,000 32,600 51,000
								11 需 用 費	11,950		
								12 役 務 費	2,280		
								14 使用料及び 賃借料	3,904		
								18 備品購入費	24,194		
								19 負担金、補助 及び交付金	50,000		
02 消防指導費	84,927	2,500	87,427	2,500				11 需 用 費	750	1 消防指導費	2,500
								12 役 務 費	800		
								13 委 託 料	950		
計	3,623,043	136,100	3,759,143	2,500		82,600	51,000				



(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 障がい者 福祉費	5,984,142	11,000	5,995,142	4,500			6,500	08 報 償 費	460	1 障がい者社会参加促進費 障がい者スポーツ振興費補助金 事務費	11,000 6,500 4,500
								09 旅 費	275		
								11 需 用 費	620		
								12 役 務 費	34		
								13 委 託 料	2,650		
								14 使用料及び 賃借料	45		
								18 備品購入費	416		
								19 負担金、補助 及び交付金	6,500		
03 老人福祉費	26,502,132	40,320	26,542,452			繰入金 40,320		19 負担金、補助 及び交付金	40,320	1 介護保険対策費 地域介護総合確保推進費補助金	40,320
07 老人福祉 施設費	1,560,998	771,839	2,332,837	419,672		財収 491	209,837	19 負担金、補助 及び交付金	141,839	1 老人福祉施設整備事業費	771,839

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
						繰入金 141,839		25積立金	630,000	地域介護総合確保施設整備事業費補助金 141,839 地域医療介護総合確保基金積立金 630,000	
計	44,699,043	823,159	45,522,202	424,172		182,650	216,337				



(款) 04 衛 生 費

(項) 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
01 公衆衛生費 総務費	1,826,357	11,407	1,837,764				11,407	08 報 償 費	3,337	1 熊本地震救援対策費 対策費負担金 事務費	11,407 740 10,667
								09 旅 費	3,836		
								11 需 用 費	960		
								12 役 務 費	2,410		
								14 使用料及び 賃借料	124		
								19 負担金、補助 及び交付金	740		
03 予 防 費	2,593,100	85,642	2,678,742				85,642	11 需 用 費	85,518	1 感染症予防費	85,642
								13 委 託 料	124		
計	6,002,592	97,049	6,099,641				97,049				

## (項) 02 環境衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
03 環境衛生費 指導費	1,534,804	133,377	1,668,181	33,307		繰入金 5,070	95,000	08 報償費	48	1 一般環境対策費	95,000	
								09 旅費	15	2 鳥獣等保護費	20,000	
								11 需用費	20	3 上水道施設整備管理指導費 生活基盤施設耐震化等交付金	18,377	
								12 役務費	10			
								13 委託料	24,655			
								14 使用料及び 賃借料	7			
								15 工事請負費	90,245			
								19 負担金、補助 及び交付金	18,377			
計	3,034,578	133,377	3,167,955	33,307		5,070	95,000					

## (項) 03 保健所費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 保健所費	1,319,209	20,500	1,339,709				20,500	09 旅 費	10,326	1 熊本地震救援対策費 20,500
								11 需 用 費	1,000	
								12 役 務 費	8,245	
								14 使用料及び 賃借料	829	
								18 備品購入費	100	
計	1,319,209	20,500	1,339,709				20,500			

## (項) 04 医 薬 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 医 務 費	4,366,853	24,702	4,391,555				24,702	08 報 償 費	7,770	1 熊本地震救援対策費 対策費負担金 事務費	24,702 2,636 22,066
								09 旅 費	8,336		
								11 需 用 費	1,036		
								12 役 務 費	4,253		
								14 使用料及び 賃借料	564		
								18 備品購入費	107		
								19 負担金、補助 及び交付金	2,636		
04 薬 務 費	52,123	1,000	53,123			繰入金 1,000		11 需 用 費	856	1 熊本地震救援対策費	1,000
								13 委 託 料	144		
計	5,505,932	25,702	5,531,634			1,000	24,702				

(款) 05 労働費

(項) 01 労政費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 雇用促進費	88,949	371,642	460,591	341,696			29,946	01 報酬	32,653	1 県内就職対策費 新成長企業総合支援費補助金 新成長分野人材育成支援費補助金 国際照明総合展等出展負担金 事務費	371,642 75,000 36,000 8,000 252,642
								08 報償費	4,630		
								09 旅費	6,357		
								11 需用費	9,010		
								12 役務費	1,809		
								13 委託料	187,250		
								14 使用料及び 賃借料	7,433		
								16 原材料費	3,500		
								19 負担金、補助 及び交付金	119,000		
計	3,891,474	371,642	4,263,116	341,696			29,946				



## (款) 06 農林水産業費

## (項) 01 農業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
01 農業総務費	4,130,601	168	4,130,769			諸収入 168		11 需用費	168	1 農林水産総合技術支援センター企画調整費 168		
09 農業研究費	15,345	10,510	25,855			諸収入 10,510		09 旅費	1,955	1 受託試験研究費 10,510		
								11 需用費	6,455			
								12 役務費	1,000			
								14 使用料及び 賃借料	30			
								18 備品購入費	1,070			
計	5,086,195	10,678	5,096,873			10,678						

## (項) 02 園 芸 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 園芸振興費	439,646	489,755	929,401	75,000		諸収入 409,755	5,000	09 旅 費	1,226	1 園芸振興指導費  2 農業生産総合対策等事業費 事業費補助金 3 熊本地震救援対策費	755  484,000 5,000
								11 需 用 費	2,163		
								12 役 務 費	920		
								13 委 託 料	600		
								14 使用料及び 賃借料	566		
								18 備品購入費	280		
								19 負担金、補助 及び交付金	484,000		
計	740,053	489,755	1,229,808	75,000		409,755	5,000				



## (項) 03 畜産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区	分		金	額
				国支出金	地方債	その他						
04 畜産研究費	88,287	8,824	97,111			諸収入 8,824		01 報酬	756	1 試験研究費    8,824		
								09 旅費	1,025			
								11 需用費	5,248			
								12 役務費	1,795			
計	1,416,100	8,824	1,424,924			8,824						

## (項) 04 農 地 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 農地総務費	4,407,076	2,000	4,409,076				2,000	09 旅 費	1,850	1 熊本地震救援対策費 2,000
								11 需 用 費	100	
								14 使用料及び 賃借料	50	
計	10,524,340	2,000	10,526,340				2,000			

## (項) 05 林 業 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
01 林業総務費	1,806,409	24,520	1,830,929			繰入金 24,520		19 負担金、補助 及び交付金	24,520	1 森林整備加速化・林業飛躍事業費 事業費補助金	24,520
02 林業振興 指導費	3,773,905	70,808	3,844,713	△117,930		諸収入 188,738		19 負担金、補助 及び交付金	70,808	1 林業力倍増基盤整備促進事業費 事業費補助金	70,808
04 造林費	1,332,175	3,000	1,335,175	3,000				07 賃 金	200	1 森林被害対策事業費	3,000
								08 報 償 費	100		
								09 旅 費	100		
								13 委 託 料	2,600		
07 森林林業 研究費	15,383	1,925	17,308			諸収入 1,925		07 賃 金	683	1 試験研究費	1,925
								09 旅 費	150		
								11 需 用 費	840		
								12 役 務 費	252		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
計	11,810,037	100,253	11,910,290	△114,930		215,183					

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 中 小 企 業 指 導 費	114,103	1,000	115,103				1,000	13 委 託 料	1,000	1 中 小 企 業 総 合 支 援 費 1,000
計	58,818,630	1,000	58,819,630				1,000			

## (項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	繰入金 その他				
01 観 光 費	1,442,161	95,000	1,537,161		27,000	繰入金 60,000	8,000	15 工事請負費 87,000	1 観光施設管理運営費 95,000	
								18 備品購入費 8,000		
計	1,442,161	95,000	1,537,161		27,000	60,000	8,000			

## (款) 08 土 木 費

## (項) 01 土 木 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 土木総務費	4,098,830	7,369	4,106,199				7,369	09 旅 費	7,369	1 熊本地震救援対策費 7,369
計	4,218,320	7,369	4,225,689				7,369			

## (項) 06 住 宅 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 住宅管理費	423,425	15,000	438,425				15,000	13 委 託 料	15,000	1 熊本地震救援対策費 15,000
02 住宅建設費	648,852	25,000	673,852	12,187		繰入金 12,813		11 需 用 費	13	1 建築物耐震化推進費 25,000 木造住宅耐震化促進事業費補助金 20,625 事務費 4,375
								12 役 務 費	240	
								13 委 託 料	4,032	
								14 使用料及び 賃借料	90	
								19 負担金、補助 及び交付金	20,625	
計	1,072,277	40,000	1,112,277	12,187		12,813	15,000			



(款) 09 警 察 費

(項) 02 警 察 活 動 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 警察活動費	2,352,527	75,000	2,427,527	250		繰入金 70,000	4,750	11 需用費 5,000	1 交通安全施設整備事業費 県単独事業費 70,000	
								15 工事請負費 70,000	2 熊本地震救援対策費 5,000	
計	2,352,527	75,000	2,427,527	250		70,000	4,750			



## (款) 10 教 育 費

## (項) 01 教育総務費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 事務局費	5,117,699	3,800	5,121,499				3,800	09 旅 費	2,700	1 熊本地震救援対策費 3,800
								11 需 用 費	500	
								12 役 務 費	100	
								14 使用料及び 賃借料	500	
04 教育指導費	572,223	17,492	589,715	14,492		諸収入 1,000	2,000	07 賃 金	1,360	1 学校教育振興費 8,732
								08 報 償 費	3,764	2 特別支援教育振興費 6,760
								09 旅 費	3,287	3 熊本地震救援対策費 2,000
								11 需 用 費	4,225	
								12 役 務 費	246	
								13 委 託 料	4,377	
								14 使用料及び 賃借料	233	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
05 総合教育 センター費	162,547	48,433	210,980				48,433	08 報償費	76	1 総合教育センター管理運営費 48,433	
								09 旅費	2		
								13 委託料	42,574		
								14 使用料及び 賃借料	5,781		
07 福利厚生費	75,333	1,600	76,933				1,600	11 需用費	1,600	1 熊本地震救援対策費 1,600	
計	14,325,927	71,325	14,397,252	14,492		1,000	55,833				

## (項) 04 高等学校費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
05 学校建設費	2,712,515	86,935	2,799,450			繰入金 86,935		11 需用費	30,223	1 高校施設整備事業費 86,935	
								13 委託料	2,344		
								15 工事請負費	42,356		
								18 備品購入費	12,012		
計	19,678,717	86,935	19,765,652			86,935					



## 補正予算（第1号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 532,195,966	千円 31,611,000	千円 27,000	千円 31,638,000	千円 45,381,339	千円 -	千円 45,381,339	千円 518,425,627	千円 27,000	千円 518,452,627
(5) 商 工	1,245,355	101,000	27,000	128,000	89,722	-	89,722	1,256,633	27,000	1,283,633
合 計	873,600,084	56,886,000	27,000	56,913,000	65,767,250	-	65,767,250	864,718,834	27,000	864,745,834





## 平成28年度徳島県特別会計補正予算説明書

(単位 千円)

## 総括表

区 分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国支出金	地方債	その他
公用地公共用地取得事業特別会計	1,931,087	1,000,000	2,931,087		951,000	49,000
合 計	289,686,020	1,000,000	290,686,020		951,000	49,000



## 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）説明書

## 歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

## 1 歳 入

(款) 01 公用地公共用地取得事業収入

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 繰 越 金	300,843	49,000	349,843			
01 繰 越 金	300,843	49,000	349,843	01 繰 越 金	49,000	
05 県 債		951,000	951,000			
01 県 債		951,000	951,000	01 公 共 用 地 取 得 事 業 費 債	951,000	
計	1,931,087	1,000,000	2,931,087			



2 歳 出

(款) 01 公用地公共用地取得事業費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 公用地公共用地取得事業費	1,915,916	1,000,000	2,915,916		951,000	49,000				
01 公用地公共用地取得事業費	1,905,562	1,000,000	2,905,562		951,000	繰越金 49,000		11 需用費	23,326	1 公用地公共用地取得事業費 1,000,000
								12 役務費	5,000	
								13 委託料	20,000	
								17 公有財産購入費	651,674	
								22 補償、補填及び賠償金	300,000	
計	1,931,087	1,000,000	2,931,087		951,000	49,000				



## 補正予算に係る地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
公用地公共用地取得事業 特 別 会 計	千円 2,277,500	千円	千円 951,000	千円 951,000	千円 666,750	千円	千円 666,750	千円 1,610,750	千円 951,000	千円 2,561,750
合 計	45,380,737	2,129,000	951,000	3,080,000	4,802,311		4,802,311	42,707,426	951,000	43,658,426







